第２回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会 【議事概要】

【日時】令和８年７月２９日（水）１０時～１１時０２分

【場所】市役所８階大会議室

【出席委員】６名（敬称略）
川越敏司（委員長），柴田久代（副委員長），車福順，工藤敏夫，中村馨，
小田達也

【函館市】６名
（事務局）宮田市民部長，東出部次長，根本くらし安心課長，木川主査，
平田主査，松浦会計年度任用職員

【傍聴者】１名

発言者	発　言　要　旨
1.開会 （事務局　木川）	ただいまから，第２回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会を開催いたします。本委員会では，検討過程についても広く市民に公表し，より開かれた形で条例の検討を進めていくため，議事録の公開を行いたいと考えておりますのでご了承願います。 それでは，これからの会議につきましては川越委員長を議長として進めていただきたいと思いますので，川越委員長，よろしくお願いいたします。
2.資料説明 川越委員長	それでは次第に従って議事に入りたいと思います。 配付された資料について事務局から説明願います。 （事務局根本課長説明）
3.質疑応答 川越委員長	それでは，事務局からのご説明をもとに，当検討委員会で，条例に盛り込む内容を中心に議論しますが，具体的に条文をどのように書くかといったところは市の法制部門の方で整理されるということなので，最終的に条文について私たちはコミットできないため，法制部門に伝わるようにするために，ここはもっと強調したらいいのではないかとか，内容は変わらなくてもここはもっと分かりやすく書いたほうがよいのではないかなどの

川越委員長	ご意見をいただきたいと思います。 まずは私からいくつか指摘したいことがありますので，それから，委員の皆さんに順番にご意見をいただきたいと思います。 一つ目は，資料１「条例制定の基本的な考え方について」の左部分の基本理念の３つ目についてです。「途切れることなく」という言葉が非常に曖昧であり，例えば犯罪被害によって重い精神的なトラウマ等を負ったとき，精神の病の回復は人によって30年，40年など長期に渡る場合があり，「途切れることなく」とあることで，経済的支援も含めて30年，40年支援すると読み取られる可能性がありますが，犯罪被害を受けた直後から回復までの経過で，適切な配慮をその都度途切れることなく行うという意味で，経済的支援などを長年続けるという意味ではないはずなので，それらを明確にしなければ，「被害から長年精神的なトラウマを受けているのに経済的支援を打ち切るのか」という市とのトラブルになりかねないと思います。「平穏な生活を営むことができるようになるまでの間，しかるべき対策を途切れることなく行う」など，何が途切れることがないのかということを明確にしなければならないと考えます。 二つ目は，条例の対象者となる犯罪被害者である市民は，函館市に住民票がある方のほか，函館市以外の市町村に住民票があり，市内の高校や大学に通学している方や，単身赴任で仕事をしている方，あるいは，外国人労働者の方なども対象になるのか，単に対象が犯罪被害者等とするのではなく，その部分を明確にしなければならないと考えます。 資料の「相談及び情報の提供等」について，朱書き部分を明確に盛り込んだほうがよいと思います。情報提供は，内容だけではなく，どのようにして情報を伝えるかということが重要で，例えば耳が聞こえない方だったら手話通訳を行うなど，情報にアクセスしづらい方に情報提供する手段についても配慮することが重要ですので，子どもや女性あるいは障がい者の方が適切な支援を受けられるよう明確にしていただきたいです。 また，これらに関連し，資料２「犯罪被害者等支援のしくみ」において，特に配慮が必要な子ども，女性，障がい者など，支援する部署を明確に記載することにあわせ，女性と障がい者はこれらの名称が出ていないので，明確に書くべきだと思います。

	市はしっかりとした意思を持って犯罪被害者等支援条例を制定し，弱い立場の方も支援される，泣き寝入りをする必要はないということが明確となるよう，女性と障がい者という言葉も明確にしていただきたいと思います。
（事務局　根本課長）	１点目について，基本理念の３つ目の「途切れることなく行います」の前に「しかるべき対策を」を入れて，30 年，40 年も支援を続けると捉えられることのないようにというご指摘は参考にさせていただき，法制部門と協議していきたいと思います。 なお，資料に記載の内容は，犯罪被害者等基本法第３条の規定を受けており，法３条は国の犯罪被害者等基本計画等の中で，「直面するその時々の困難を打開することにだけ注目するのではなくて，再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきもので，施策の実施者は適用される制度や担当機関が替わっても，連続性を持って支援が行われるよう，犯罪被害者の誰もが必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるように，途切れることのない支援を実践していかなければならない」と解説されておりますので，例えば，犯罪被害によってそこに住み続けられなくなって，転居したとしても，支援が途切れるということがないように，転居した市町村へ情報提供等をきちんと行わなければならない，それぞれの市町村が連携して行うべきということであって，適切な支援が行なわれるようにという趣旨ではあると思います。
川越委員長	今の説明だと別の疑問が出てきまして，他の市町村に移転したときに支援を継続という話ですが，現状，道南地区では七飯町と函館市に条例がないので，函館市が条例を制定し，七飯町は条例がない場合，被害を受けられた方が七飯町に転居されたときには，相談や支援を受けることができなくなってしまうのではないですか。つまり，その理念をそのような意味に解釈してしまうと，できないことを書いていると思えてしまい，疑問となりますが，いかがでしょうか。
（事務局　根本課長）	条例がない自治体はありますが，例えばその支援施策となったときには，犯罪被害者でなければ受けられない施策と，犯罪被害者でなくても受けられる施策というのはあるので，その部分では「途切れることなく」ということでは続けられるものもあると思

	っておりますが，委員長がおっしゃるとおり，「しかるべき対策を途切れることなく行う」ということを，もう少し分かりやすいように伝えられるよう検討します。
川越委員長	私は法律の専門家ではないですが，函館市の条例ですから，資料に記載のある支援や相談は函館市で行われるべきもの，他市町村に移った方については，一般的に受けられないということになるのではないですか。他市町村にも関連する事業や施策については，連携するかもしれませんが，こちらで支援の継続などをお願いする立場ではないと思います。
（事務局　根本課長）	そのとおりで，どちらかというと，函館市に引っ越してきた場合に支援などは考えられると思います。
川越委員長	それはもちろんだと思います。次の質問にも関連してきますが，誰が支援を受けるかというとで，函館市に住民票を置いている人なのか，函館市という領域に現在いる人が対象なのかということです。逆に言えば函館市という領域の外にいる人は支援の対象とならないのではないでしょうか。
（事務局　根本課長）	2 点目です。被害者が住民登録している人だけかということですが，自治体運営の基本原則である函館市自治基本条例におきまして，「市民とは市内に住所を有する者，市内に通勤しまたは通学する者」と定義しておりますことから，通勤者や通学者も条例上の支援の対象になります。また先ほど委員長がおっしゃいました外国人ですけれども，日本の国籍を有しない外国の方にあっても，技能実習生などの中長期在留者や特別永住者は，市内に住所を有することができるので，そういった方は支援の対象になるものと考えております。しかしながら，経済的支援など具体的な支援施策になりますと，多くが市内に住所を有する方を要件としている施策も多いものと考えられますことから，市内に住所を有しない通勤者や通学者に対しましては，初期段階の様々な相談や情報提供，居住する関係自治体との連携といった可能な支援を実施してまいりたいと考えております。
川越委員長	先ほどの基本理念に関して，拡大解釈される余地があります。先程の説明ですと，定義に犯罪被害者等を記載していますが，条例の支援対象はあくまでも函館市在住者なので，その方がその後，犯罪被害に遭った後，他市町村・他の都道府県に移転されていましたら，基本的にはこの対象者から外れることになる理解でいいのですか。

（事務局　東出部次長）	犯罪被害者の方々が，例えば何らかの事情で働くことができなくなるなどから生活困窮となり，生活保護を受けたり，DV 被害でひとり親となり，ひとり親家庭の医療助成制度を利用するなど，市町村で独自に上乗せして支援している部分を除いては，それぞれの制度の要件を満たすことで，転居をしても引き続きご活用していただける制度もあると考えているところです。
川越委員長	国・都道府県・市レベルで相談支援の体制があるわけで，「途切れることなく」の言葉の捉え方によっては，国などの制度を使って，他所に行かれた方についても，条例を担うくらし安心課がずっと把握していかなければならないのか，国などの制度の対象者であっても，市の管轄を超えているので，把握しませんとなるのか，そこの部分は明確にしたいと思います。
（事務局　宮田部長）	支援の対象となる市民については，函館に住んでいる方でなければ支援しませんということではなく，例えば，旅行者が被害にあって入院されると，一義的には市で対応し，その方がある程度回復されて帰られると当然そちらの対応になります。条例で市民を限定してしまうと，支援が難しくなる場合もございまして，制度によってグラデーションがあって，函館市で最後まで面倒見るか見ないかということはあると思いますが，その部分でも実は必要がないと判断をされているところもございます。基本的には法に則って，あくまで犯罪被害者の対応をしていきますということを謳うべきであるということです。当然，対応内容においては，これについてはここまでですなどは出てくると思いますが，例えば，東京で被害に遭ったけれども，こちらに引っ越して来られて，何か困っているとなると，対応しますので，法の趣旨で犯罪被害者等の対応をしていくことを踏まえ，このような表現としています。
川越委員長	私の理解は，基本的には函館市という領域に入ってきたら支援・相談対象者で，出ていったらそうではないということですが，基本的にはそのようなことでよろしいですか。
（事務局　宮田部長）	概ねそのようなこととなります。
川越委員長	そのような理解をする場合，「途切れることなく」といった表現は，市外に出て行った瞬間には途切れてしまうのではないかというのが疑問となります。「途切れることなく」と書いてしまう

	と，市外に行かれた後も継続して支援・相談をするように受けとられても大丈夫なのかなと思います。その辺は法律の専門家のご説明で何とかなるのかもしれませんが，厳密には問題があるのではないのかと思います。
（事務局　宮田部長）	例えば，怪我などで生活保護を受けられてる方が市外へ出られた場合は，出られた先での支援となり，函館市でできることはありませんので，引き継ぎ的なものはあるかもしれませんが，ある程度，常識的な範囲内で対応することとなります。
川越委員長	私は「途切れることなく」という文言に対しては強く反対したということで記録を残していただきたいです。この後，条例が制定され何かトラブルがあった時に，委員長が認めたものとしてほしくないと思います。これらは間違った表現で，実際に途切れることなく対応ができない可能性が十分にあり，しかるべく対策をするということであると思います。
（事務局　宮田部長）	ご指摘は受け止めさせていただいて，いただいたご意見を踏まえながら法制部門とやり取りしたいと思います。
（事務局　根本課長）	次に，「相談及び情報の提供等」について，内容を伝えるだけではなく，どのようにして情報を伝えるのか，手段，配慮の仕方も書いておくべきというご意見でしたので，法制部門とも協議したいと思います。また，資料２について，障がい者，女性の明記について，資料を改めさせていただきたいと思います。
川越委員長	委員の皆さんの方で，他に気が付いた点とか，ここははっきりと分かりやすく書いた方がいいというような点がありましたら，ご自由にご発言をお願いいたします。
小田委員	資料１「条例制定の基本的な考え方について」を見ますと，関係機関との連携や，被害者に対する経済的支援，安全の確保など，必要な要件は揃っていると思います。ありがとうございます。 確認したい部分として，経済的負担の軽減です。「犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため，経済的な助成に関する情報の提供や助言，その他必要な施策を講じます」と記載しておりますが，経済的な助成に関する情報の提供や助言ということになっており，今後，具体的に給付金などの話も出てくると思いますが，可能であればこの中に，情報提供だけではなく，給付金の支給を

小田委員	します，経済的に助成をしますということも最初に書いてあってもいいのかなと思います。もちろんここに金額を明記するというということではありませんが，少なくとも経済的な支援，助成をします，支援をします，給付金を支給しますとか，そういったところがあってもいいと感じました。
（事務局　根本課長）	経済的な助成に関する情報の提供は，例えば国からの給付金が出ますとか，障がい者になったら年金が出ますなど，そのケースに応じた情報提供を行うもので，見舞金に関しては，その他必要な施策という部分に含めておりますが，ご意見は理解できますので，法制部門と協議をしていきたいと考えております。
川越委員長	ありがとうございます。その点も重要なポイントで，文言そのものは事務局が説明したような解釈で問題はないと思うのですが，ただ，函館市の条例である以上，市が何をするかが大事だと思いますので，小田委員のご指摘のように，例えば最初に「経済的な負担がかかるため，助成金の支給や，その他の助成に関する情報を提供」など市の支援について記載し，次に情報提供を記載するということがよいのではないかと感じました。その他の施策として曖昧にするのではなく，市としてこれを実施する，その他必要な情報も提供しますという流れで書かなければいけないのではないかと思います。
（事務局　宮田部長）	見舞金については，具体的に条例に規定する自治体もありますが，予算措置の必要があり，今の段階で明確に記載が難しく，最後の「財政上の措置」に含めております。現段階では具体的に記載すると言えないのですが，検討させていただきたいと思います。
車委員	それと関連するのですが，具体的な金額を書かない場合，この条例制定と同時に見舞金という制度が成立するのかということと，それらのアナウンスをどのようにするのか教えていただきたいと思います。
（事務局　宮田部長）	条例自体は年度内の成立を目指しており，その後見舞金を要綱などで制度化することを考えております。予算措置が必要となり，見舞金の制度化の時期は条例施行と若干タイミングがずれると思います。制度の周知については，別途，様々な媒体を使っていき，給付金制度がスタートするイメージとなっております。

川越委員長	今のご説明ですと，資料２の「支援のしくみ」の図と整合が図られなくなります。条例施行後にくらし安心課において，赤字で追加する予定の取組みがあり，見舞金の記載があります。
（事務局　根本課長）	資料２は，案という形になっておりまして，施行日と同日というよりは施行後においてという案であるので，条例の施行同日と，施行日より後の取組みの両方を記載しています。
川越委員長	条例が施行されて，そして，予算の裏付けがあって，見舞金制度がスタートし始めてここに記載するべき情報ではないでしょうか。はじめから資料に記載してあるとやることが前提になっています。そうではないということであれば，資料に記載すべきものではないのではないでしょうか。資料２に記載するのであれば，条例にも規定すべきで，二つの資料が矛盾していると思います。
（事務局　宮田部長）	資料２は条例施行後のイメージということで作らせていただいておりますので，予算措置されなかった場合には，この図をホームページなどで周知する時には記載を落とすことにはなると思いますので，現状におけるイメージということでご理解いただければと思います。
川越委員長	条例で「必要施策を講じる」などの文言にとどめておくのであれば，こちらの図のほうも必要な施策ということにするとよいと思います。
（事務局　宮田部長）	こちらは現状考えているイメージということでご理解ください。
川越委員長	この資料は，市のホームページでも公開されるのでしょうか。
（事務局　宮田部長）	条例施行後のものを制度ができた段階と更新してお示しするイメージです。資料は，将来的なイメージをお示ししているということでご理解いただければと思います。
柴田副委員長	目的に「市民・事業者の責務を明らかにします」と，大きく「責務」が挙げられています。私は，二次被害への配慮や，二次被害の防止ということが重要と思っています。この間，被害に遭われた方のお話しを聞く機会があり，盛んに強調されていたのが，二次被害に遭われたことで，30 年以上経った中でも過去に言われた言葉というのをずっと引きずっていらっしゃる。二次被害というのは非常に大きなもので，その方の精神的にも体調的にも影響しますし，市の責務，市民の責務，事業者の責務の中に，「基本理念にのっとり」とあり，基本理念の中には，「二次被害及び再被害を受け

	ることのないよう配慮する」ということがあるので，十分ここに盛り込まれているとは思うのですが，責務の中にきちんと「二次被害への配慮」ということを盛り込んでいただきたいということが要望です。
（事務局　根本課長）	ご意見を踏まえまして検討いたします。
川越委員長	柴田委員のご意見で責務の部分に二次被害を記載するという点はもちろん賛成ですが，おそらく市と市民と事業者で向き合い方が異なると思っており，特に事業者の場合ですと，犯罪被害者だから雇用しない，あるいは本人の希望しない部署に回してしまうとか，そのようなことがないようにするということを明記する必要があると思います。
（事務局　根本課長）	事業者にはそういったことですとか，例えば裁判に被害者本人が参加するときに休暇を取るなどということも想定され，いろいろな配慮が必要になりますし，柴田副委員長もおっしゃっていたように，心ない言葉が，見知らぬ人よりも，職場などそばにいる人から受ける二次的被害というのは被害者にとってより辛く，二次的被害を受けないように配慮するということが大事だと思いますので，その部分が入れられないかというのは，法制部門と協議していきたいと思います。
４.その他 川越委員長	（事務局で該当無い旨報告） それでは，第３回の委員会を開催するということで，事務局の方にお戻しします。
（事務局　根本課長）	いただきましたご意見を踏まえさせていただきたいと思います。第３回の検討委員会ですが，近日中にご案内させていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。
５.閉会 川越委員長	本日の審議は終了となりますが，何かその他でお気づきの点とか，何か伝えたいことがあるとかございませんか。 では委員の皆様ありがとうございました。事務局もありがとうございました。では，これで第２回の函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会を終了します。